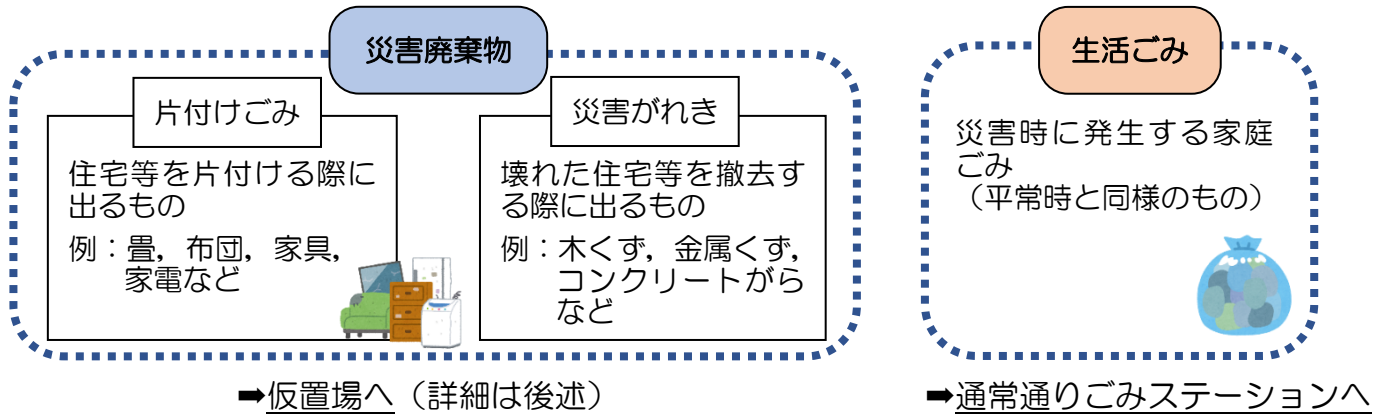


災害時のごみの出し方について

福山市経済環境局環境部環境総務課

災害が起きた時に発生する災害廃棄物を迅速に処理することは、早期の復旧・復興への第一歩となります。ごみの分別や仮置場への出し方の徹底は、仮置場から災害廃棄物を撤去する上で非常に重要となるため、皆様方の御理解と御協力をお願いします。

1. 災害時に発生するごみの種類と排出先について



○災害廃棄物は、決められた場所へ分別して出してください。

仮置場として指定されていない場所に災害廃棄物が出ると、様々な廃棄物が次々と排出されるおそれがあります。また、道路上に出ると、救急車や消防車などの緊急車両や収集運搬車両などの通行の支障が生じます。

災害廃棄物を分別しなかった場合、撤去作業が長期化するほか、悪臭や害虫の発生など、生活環境の悪化につながってしまいます。

(分別された状態)



(混廃となった状態)



迅速な撤去作業につながる

撤去作業が長期化



○便乗ごみは出さないでください。

仮置場に便乗ごみ（災害とは直接関係のないごみ）が出ると、災害廃棄物の撤去に時間を要してしまいます。少しでも早く災害廃棄物を処理できるよう、直接被害にあっていない物は、後日、自己処理（処理施設への直接持込みなど）をお願いします。仮置場からの早期の災害廃棄物の撤去に向け、ご協力をお願いします。

○混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理は行わないでください。

不法投棄や野焼きは、法律で禁止されています。安易な処理をした結果、有害物質が浸み出し、水質汚濁や土壌汚染を引き起こすなど、生活環境の保全に悪影響を与えるおそれもあります。

○不要なものは整理しておきましょう。

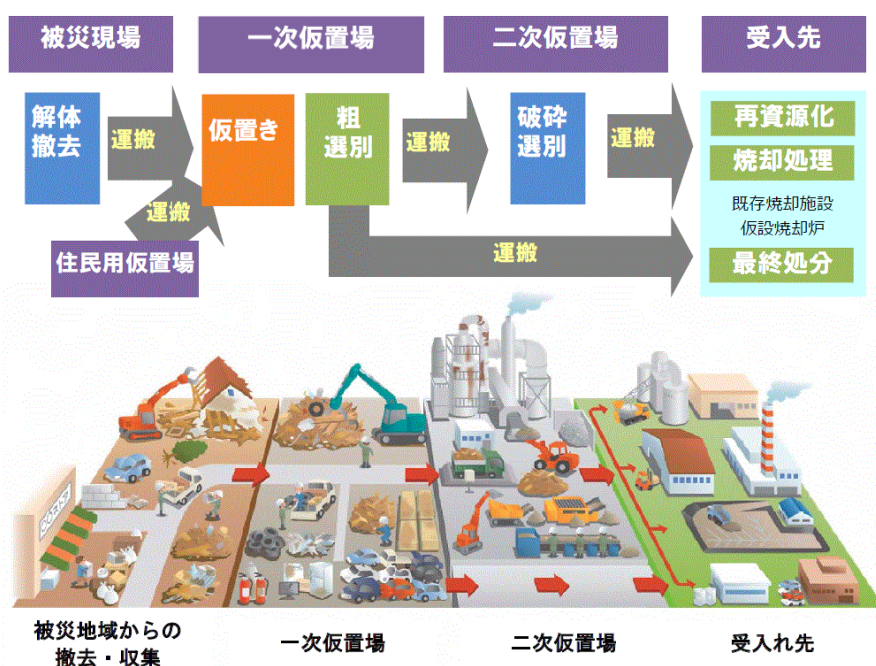
災害により被災した家庭ごみが散乱すると、片付ける手間が増えることに加え、災害廃棄物の増加にもつながります。不要になった家具や家電などは、日頃から整理しておきましょう。

2. 災害廃棄物の処理の流れについて

発生した災害廃棄物は、被災現場から住民用仮置場や一次仮置場に搬入された後、二次仮置場で破碎・選別作業を行い、品目ごとに受入れ先に搬入して、再資源化や焼却処理、最終処分などを行います。

※ 一次仮置場及び二次仮置場は、市が指定・設置します。また、小規模災害の場合や災害廃棄物の処理方法によっては、住民用仮置場を設置しない場合があります。

※ 設置される仮置場は、災害発生時に周知を行います。

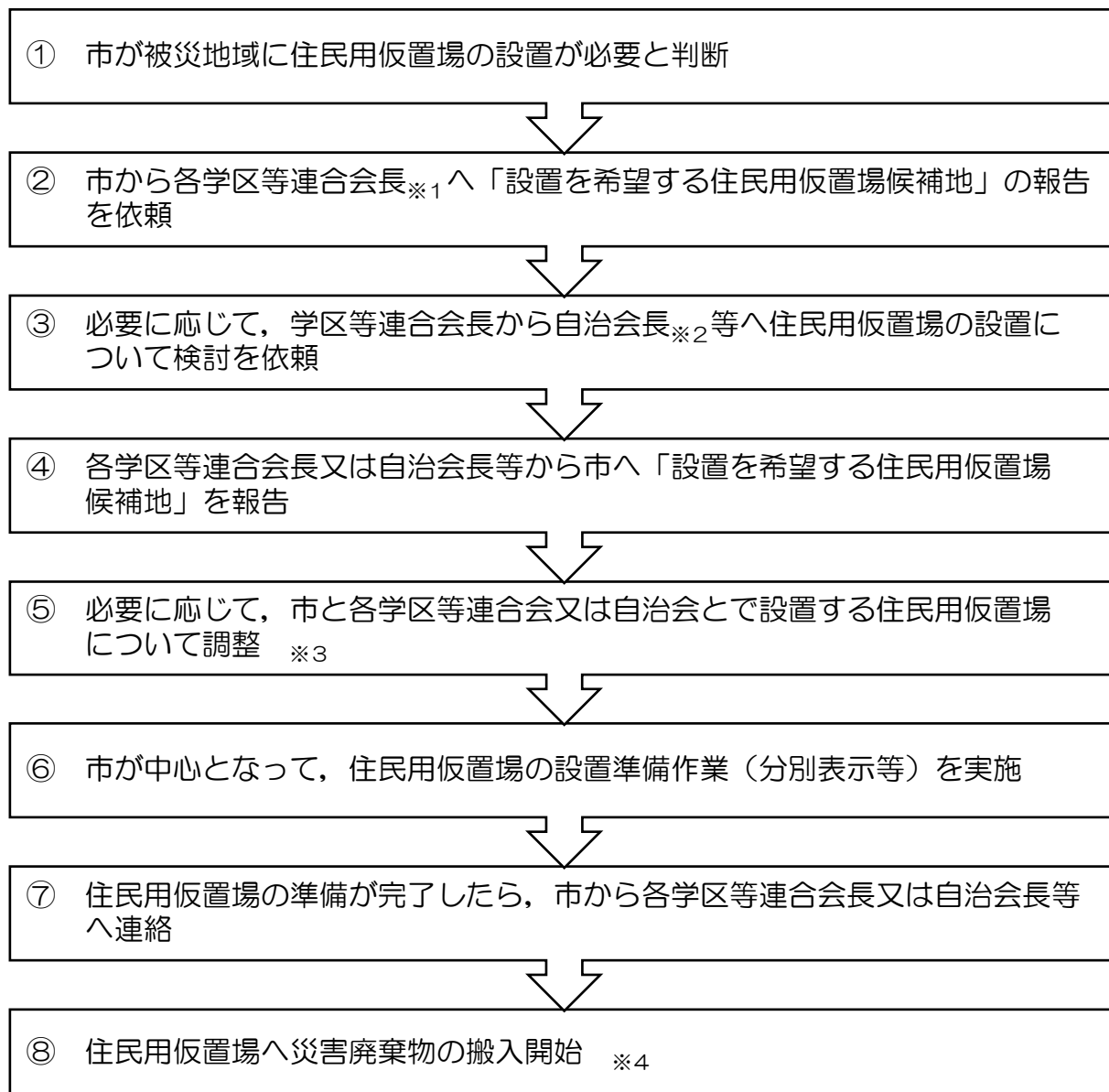


3. 住民用仮置場の設置手続きについて

災害廃棄物は大量に発生する上、通常では家庭ごみとして出すことができない物も多いため、ごみステーションとは別に、住民の皆様が分別した災害廃棄物を一時的に保管する仮置場を被災地域内の公園や空き地などに開設します。

なお、設置に当たっては、自治会等と連携して行います。迅速な設置のため、平時より仮置場の場所の検討をお願いします。

【住民用仮置場の設置の流れ】



※1 「学区等連合会」は、学区（地区・町）自治会（町内会）連合会のことを言います。

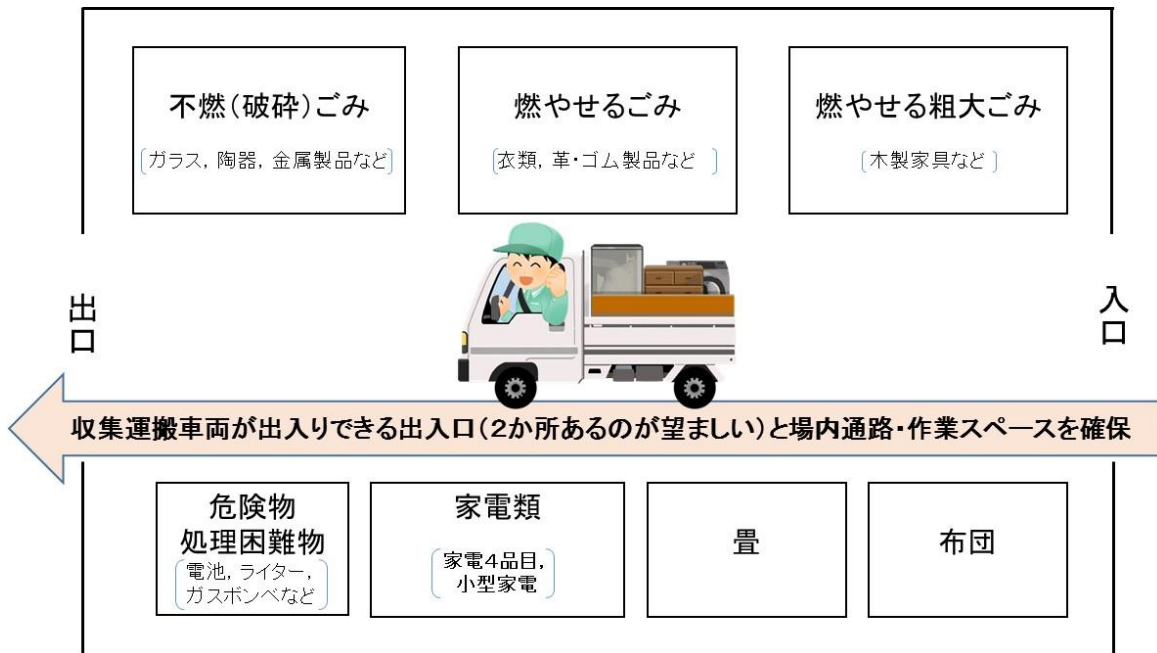
※2 「自治会」は、単位自治会（町内会）のことを言います。

※3 住民用仮置場の設置数が多くなると、災害廃棄物の撤去作業の効率の低下や、災害廃棄物の分別が不十分となりやすくなります。住民用仮置場の設置は、必要最小限となるようにしてください。

※4 災害廃棄物の混廃を防止するため、⑥の分別表示などの準備が完了してから搬入してください。受入れ開始時期は、別途お知らせします。



【住民用仮置場のイメージ】



※被災状況によって、分別方法を変更する場合があります。
 ※生ごみなどの生活ごみは、ごみステーション等に出してください。

【住民用仮置場に適している場所】

条件	理由
収集運搬車両が住民用仮置場内に進入できること (出入口が2か所以上あるのが望ましい)	効率的に収集・運搬するため
所有者・周辺住民の理解を得ていること	住民用仮置場が閉鎖されるまで災害廃棄物が仮置きされることになるため
住民用仮置場が閉鎖されるまで、他の用途がないこと	災害廃棄物の搬出が完了し、住民用仮置場を閉鎖するまで時間がかかるため
緊急車両等の通行に支障がないこと (道路の端などは避けましょう)	緊急車両等の通行への支障が生じるおそれがあるため
生活ごみの収集に支障がないこと (ごみステーションは避けましょう)	生ごみ等の生活ごみは、ごみステーションで収集するため
道路等の被災により収集運搬車両のアクセスが制限されていないこと	効率的に収集・運搬するため
可能な限り広い面積を有すること	災害廃棄物を分別して仮置きするため(十分な面積がある土地を確保できない場合は、品目を限定するなどの工夫が必要)
舗装してあることが望ましい	未舗装の場合、災害廃棄物の搬入や搬出により、道路へ土砂が広がることや、災害廃棄物の破片などが敷地内に散乱するおそれがあるため

【問い合わせ先】

福山市 経済環境局 環境部 環境総務課

Tel : 084-928-1071

E-mail : kankyousoumu@city.fukuyama.hiroshima.jp